「女性研究者に適合した雇用環境モデルの構築」における福利厚生施設使用申合せ

(趣旨)

第1条 この申合せは、国立大学法人お茶の水女子大学福祉厚生施設使用細則に基づき、 国立法人お茶の水女子大学(以下「本学」という。)の「女性研究者に適合した雇用 環境モデルの構築」における福利厚生施設(以下「施設」という。)の使用に関し必 要な事項を定めるものである。

(使用範囲)

第2条 施設は、子育てを行っている本学の教職員(常勤、非常勤を問わない)、学生及び 大学院生が子供と共に宿泊する場合に使用することができる。子育てを行っている 他機関の教職員が子供と共に宿泊することができるのは、本学の教職員と共同プロ ジェクトを実施する場合に限る。

(使用可能日)

第3条 施設の使用可能日は原則として月曜から金曜までとする。

(使用時間等)

第4条 施設の使用時間は、原則として使用当日の午後2時から翌日の午前10時までとする。

(使用手続)

第5条 施設を使用する者は、別記様式第1号の施設使用申込書を、使用する日の3日までに会計課に提出しなければならない。ただし、緊急等やむを得ない事情があるときはこの限りではない。使用期間は最長1週間とし、それ以上継続して使用を希望する場合は1週間ごとに使用申込書を提出しなければならない。

(使用許可)

第6条 学長は、前条の使用申し込みについて適当と認めた時は、別記様式第2号の施設 使用許可書を交付するものとする。

(使用料)

第7条 使用を許可された者は、次の表に定める施設使用料を会計課に前納しなければ ならない。ただし、緊急等やむを得ない事情があるときは翌日に納付することが できる。

施設使用料

区分	料金 (一泊) 食事なし	利用後の清掃・洗濯代
一部屋	1400円(消費税含む)	部屋清掃・洗濯代(1900 円)

- ・ 使用中に清掃・洗濯を希望する場合は別途清掃・洗濯代を徴収するものとする。
- ・ 既納の使用料は(緊急等やむを得ない事情がある場合を除き)いかなる理由があって

も返還しない。

(鍵の受払い)

- 第8条 鍵の受払いについては以下の通りとする。
 - 一、 鍵の受払いは、会計課において行う。ただし、使用当日の午後5時から翌日の午前9時までは行わないものとするが、緊急等やむを得ない事情があるときは、使用当日の午後11時まで正門守衛室が代行するものとする。
 - 二、 使用を許可された者は、使用許可書を呈示することにより鍵を受領することができる。ただし、緊急等やむを得ない事情があると認めた場合は、大学東門守衛室にて使用申込書に記入の上、教職員身分証明書の呈示により受領することができる。この場合、使用料は翌日に納付するものとする。

(使用変更等)

第9条 使用者は、使用の目的若しくは日時等を変更し、又は使用の取り消しをしようとするときは、速やかに会計課に申し出て、その許可を受けなければならない。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、この細則及び別に定める施設使用心得(以下「使用案内」という。) を遵守しなければならない。

(使用許可の取り消し等)

- 第11条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、又は、使 用を中止させることができる。
 - 一、 使用者が使用料を納付しないとき。
 - 二、使用者がこの細則又は使用案内に違反したとき。
 - 三、使用申込書に虚偽の記載があったとき。
 - 四、 その他施設管理運営上支障があると認めるとき。

(責任)

- 第12条 使用の際の損害については以下の通りとする。
 - 一、 前条の規定により使用許可を取り消し、又は使用の中止により使用者が被った損害については、本学は一切その責任を負わない。
 - 二、 盗難、火災等により使用者の受けた損害について、本学は一切その責任を負わない。

(損害賠償)

第13条 使用者の責に帰すべき事由により施設または備品を滅失し、毀損したときは、 使用者はその損害を弁償しなければならない。

(管理運営)

第14条 施設の管理運営は、会計課が行う。

附則 この細則は、平成19年 1月 1日から施行する。

福利厚生施設使用案内

- 1、使用者は、鍵を受領のうえ施設を使用すること。
- 2、使用者は、他の使用者の迷惑になるような言動や行動などを慎み、特に夜間は静かにすること。
- 3、使用者は、居室及び備え付けの器物を丁寧に取り扱うこと
- 4、退室の際は、鍵とともに枕カバー・シーツを会計課まで返却し、居室を原状回復させること。ゴミ・空き缶等は持ち帰ること。
- 5、一週間連続して使用する者が、使用中に清掃・洗濯を希望する場合は別途清掃・洗濯 代を徴収する。
- 6、施設内は禁煙とする。
- 7、使用者は以上のほか、会計課職員の指示に従うこと。